

保護者 各位

富山県立高岡商業高等学校長

出席停止の連絡について

感染症にかかっている、またはかかっていると疑われる場合は、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

出席停止期間は下記に示したとおりです。出席停止となった期間は、出席すべき日数より差し引かれるため、欠席とはなりません。

なお登校の際、下記の「登校許可証明書」を医師に記入していただき学校へご提出ください。

学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準（第2種）

- | | |
|----------------|---|
| (1) インフルエンザ | …発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| (2) 百日咳 | …特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| (3) 麻疹 | …解熱した後3日を経過するまで |
| (4) 流行性耳下腺炎 | …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| (5) 風疹 | …発疹が消失するまで |
| (6) 水痘 | …全ての発疹が痂皮化するまで |
| (7) 咽頭結膜熱 | …主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| (8) 結核 | …医師が伝染のおそれがないと認められるまで |
| (9) 髄膜炎菌性髄膜炎 | …病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| (10) その他の感染症 | …医師が伝染のおそれがないと認められるまで |

(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など)

但し、医師が伝染病予防上支障なしと認めたときは、この限りではありません。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名

富山県立高岡商業高等学校長 殿

上記の者は、主要症状が消退し感染の恐れがないため、学校への出席はさしつかえないことを認めます。

1 病 名	第 種
2 初 診 日	平成 年 月 日 ()
3 登校許可日	平成 年 月 日 () より

医療機関名
医 師 名

印